

令和5年度

埼玉県男女共同参画苦情処理年次報告書

(令和5年4月～令和6年3月)

埼玉県男女共同参画苦情処理委員

目 次

I	名簿	1
II	令和5年度申出内容・処理状況等一覧	1
III	所見	4
IV	勧告	5
V	関係条例・規則	
1	埼玉県男女共同参画推進条例	24
2	埼玉県男女共同参画推進条例施行規則	28

I 名簿

◇苦情処理委員

- 武田 万里子 津田塾大学 教授
- 前園 進也 弁護士
- 柴崎 薫 弁護士

◇専門員

- 森本 恭代 大学非常勤講師
- 近藤 里沙 弁護士
- 小池 清仁 弁護士

II 令和5年度 申出内容・処理状況等一覧

○申出・処理状況

【令和6年3月31日現在】

	県の施策	人権侵害事案	合計（件）
前年度からの引継	1	0	1
令和5年度申出	3	0	3
取扱件数（計）	4	0	4
令和5年度終了	4	0	4
継続中	0	0	0

○概要【県施策 4件】

申 出 内 容	処 理 状 況
<p>○ 埼玉県立の男子高校が女子が女子であることを理由に入学を拒んでいる。女子の入学は当然認めるべきであり、女子差別撤廃条約に違反している事態は是正されるべきである。 (令4.4.14受付/令5.8.30処理)</p>	<p>・埼玉県教育委員会教育長へ勧告 【勧告の概要】 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第10条(c)では、すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこととされている。</p> <p>「男女別学」は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていないものの「男女共学その他の種類の教育」を奨励することにより、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている。</p> <p>埼玉県立高校の男女別学校における管理職や教職員の格差における問題が浮き彫りになっていることは明らかであり、本勧告書の別紙で提言した施策がなされるとともに、埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである。</p>

<p>○ 勤務する県の機関で、セクハラを受け、セクハラ防止推進員に報告をしたが、職場環境の安全配慮がされず、不利益な状況を強いられている。県の施策であるセクハラ対応のガイドラインに沿った対応となっているか、適切な対応へと改善を求める。 (令5.7.4受付/令6.3.29処理)</p>	<p>・調査の結果、県のセクハラへの対応はガイドラインに従ったものであり、申出人への不利益は認められないことから、本件において埼玉県男女共同参画推進条例に基づく勧告等の必要性があるとは認められない旨の通知書を発出して終了。</p>
<p>○ 非該当 2件</p>	<p>・埼玉県男女共同参画推進条例施行規則第5条第1項に該当するため。</p>

Ⅲ 所見

セクシュアル・ハラスメントの調査期間について

前 園 進 也

今年度、私は埼玉県職員間でのセクシュアル・ハラスメントに関する調査を担当しました。それに関連して、セクシュアル・ハラスメント事案における調査期間について所見を述べます。

埼玉県は県職員の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を定めて、公表をしています。セクシュアル・ハラスメントの被害申告や相談がなされると、この要綱に沿った対応がなされます。この要綱によると、セクシュアル・ハラスメントの存否などセクシュアル・ハラスメントに関する調査は、被害申告・相談をした職員が在籍する所属又は苦情相談窓口において行うことになっています。しかし、その調査に要する期間について特に定めはありません。

確かに、日本において、セクシュアル・ハラスメントへの迅速な対応を求められていても、その調査に要する標準的な期間を予め定めるということは一般的ではありません。しかし、セクシュアル・ハラスメント被害を申告した職員はもちろん、セクシュアル・ハラスメントをしたと非難されている職員にとっても、調査がいつ終了するかは重大な関心事であることは明らかです。

日本でも大学ではセクシュアル・ハラスメントの調査期間を2か月などと定めるところは珍しくありません。期間内に調査が完了できない場合には、期間の延長を可能とすることで、調査に時間を要するケースにも対応できるようになっています。

埼玉県も、大学のこれらの取り組みを参考に、セクシュアル・ハラスメントの標準的な調査期間の設定について前向きに検討することを期待します。

以上

※勧告案件（令 5.8.30 処理）については、勧告書の掲載を以て所見とする。

IV 勧告

様式第7号（第8条関係）

整理番号	4 — 001
------	---------

<p>勧告書</p> <p style="text-align: right;">第 2 号 令和5年8月30日</p> <p>埼玉県教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: center;">埼玉県男女共同参画苦情処理委員</p> <p style="text-align: center;">武 田 万里子</p> <p style="text-align: center;">前 園 進 也</p> <p style="text-align: center;">柴 崎 薫</p> <p>令和4年8月29日付け第6号により調査開始の通知をした申出については、調査の結果、埼玉県男女共同参画推進条例第13条第3項及び埼玉県男女共同参画推進条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり勧告します。</p> <p>なお、令和6年8月31日までに是正その他の措置について別添措置報告書（様式第9号）により報告してください。</p>	
<p>申出の趣旨</p>	<p>埼玉県立の男子高校が女子が女子であることを理由に入学を拒んでいる事。女子の入学は当然認めるべきだ。女子差別撤廃条約に違反している事態は是正されるべきだ。</p>
<p>勧告の趣旨</p>	<p>「男女別学」は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていないものの「男女共学その他の種類の教育」を奨励することにより、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている。</p> <p>埼玉県立高校の男女別学校における管理職や教職員の格差における問題が浮き彫りになっていることは明らかであり、別紙で提言した施策がなされるとともに、埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである。</p>
<p>勧告の内容</p>	<p>別紙のとおり</p>

※忠実に条約の引用を行い修正しました。（令和6年5月8日）

勧告の内容

第1 苦情の趣旨・問題の所在

- 1 令和4年度、埼玉県男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）に対し、「埼玉県立の男子高校が女子が女子であることを理由に入学を拒んでいる事」は不適切であり、県立の男子高校において「女子の入学は当然認められるべき」で、「女子差別撤廃条約に違反している事態は是正されるべき」という苦情の申出があった。
- 2 埼玉県立高校の男女別学校についての問題は、埼玉県においても、他県においてもこれまで議論されてきたテーマであり、平成12年度・13年度の苦情申出に対し、平成13年度に苦情処理委員から勧告を行ったところである。

男女別学校の存在自体をもって女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）に違反するとは直ちに言えないものの、女子差別撤廃条約の趣旨等にもかんがみ、今回の苦情申出を受け、再度、調査及び議論を尽くした。
- 3 したがって、以下のとおりの調査及び議論に基づき、勧告する次第である。

第2 現在の埼玉県立高校における男女別学校の状況について

1 現在の男女別学校数及び学校名

令和5年4月1日現在における埼玉県立高校の男女別学校について、男子校は全日制課程5校・定時制課程1校となっており、女子校は全日制課程7校・定時制課程1校となっている。

男子校としては、浦和高校（全日制、定時制とも男子のみ）、春日部高校、川越高校、熊谷高校（全日制は男子のみ、定時制は共学）、松山高校がある。

女子校としては、浦和第一女子高校（全日制、定時制とも女子のみ）、久喜高校（全日制は女子のみ、定時制は共学）、春日部女子高校、川越女子高校、熊谷女子高校、鴻巣女子高校、松山女子高校がある。県内県立高校137校のうち、12校となっており、男女別学校は、8.8%を占めている。

2 現在の埼玉県立男女別学校の具体的状況

各学校の詳しい状況については、別添表のとおりである。（表1）

第3 平成12年度からの経緯

1 平成12年度当時の埼玉県公立男女別学校数等

前回の苦情申出があった平成12年度当時も、男子校が5校存在し、女子校は市立を

含めると11校、合計16校あり、県内の公立高校が全部で164校であったので、別学校はほぼ1割にわたっていた。

2 平成12年度及び平成13年度の苦情申出

そのような中、苦情処理委員に対しては、平成12年度には「一日も早く県立高校をすべて男女共学にすることを望む」との苦情や、平成13年度にも「公立高校における別学解消の早期実現を申し出る」との苦情が申立てられ、それらの申出に基づき苦情処理委員の調査及び勧告がなされている。

3 平成13年度の苦情処理委員の勧告

平成14年3月28日における苦情処理委員の勧告（以下「平成13年度勧告」という。）は、「県立高校については、現在存在する男女別学高校の共学化を早期に実現するように勧告します。」というものであった。

この勧告の趣旨は、「高校生活の3年間を一方の性に限ることは、人格形成からも、また男女共同参画社会づくりの視点からも問題である。高校生という多感な時期に、異性と真剣に向き合い共に協力し合って問題を解決していく体験こそ重要である。公立の高校として、男女の性差にとらわれることなく、個人の能力・個性を発揮していくため、男女別学校の共学化を早期に実現する必要がある。」という、男女共学の必要性・早期実現を強く訴えるものであった。

4 平成14年度の教育委員会委員長の報告

その「平成13年度勧告」に対しては、埼玉県教育委員会での調査・検討がなされ、平成15年3月25日付けで埼玉県教育委員会委員長及び埼玉県教育局指導部高校教育課長から、「報告書」（以下「平成14年度報告書」という。）が出された。

平成14年度報告書では、「基本的な考え方」を、「心身の発達が急激に進み、人間や社会の在り方について考えを深めて、将来における進路を模索する高等学校の3年間においても、男女が互いに向き合いその特性を理解し、協力して学校生活を送る体験をもつことは意義あることである。各学校においては、学校の実情や生徒の実態に即し、今後とも積極的に男女平等教育を一層推進しなければならない。」としつつも、「本県の別学校が置かれている状況」において、「本県の別学校は、長い歴史と伝統を持ち、県民の高い評価と在校生、卒業生、保護者、あるいは地域住民の根強い愛着があり、強く支持されている。」とし、結論部分にあたる「今後の方向性」においては、「県教育委員会としては、将来にわたって共学化を進めていくという立場に立ちながらも、本県の数少ない別学校は、多くの県民の強い支持があること、各学校の主体性を尊重する必要があることなどから、早期に共学化を実現するという結論には至らなかった。」とされた。

第4 令和4年度の苦情処理委員の調査結果

1 調査の対象・内容について

令和4年度の苦情の申出を受けて、苦情処理委員において、①埼玉県における別学校の具体的な状況、②他県の共学化についての状況、③上述第3の3の「平成13年度勧告」以降の埼玉県立高校の共学化に関する経緯等につき調査・検討を実施し、また、それらを調査するために、埼玉県教育局への説明等を依頼し、教育局との面談を実施した上で、その調査内容を精査した。

2 埼玉県立高校の状況（令和4年度）について

(1) 学校数・学校名・生徒数等について

令和4年度におけるこれらの具体的な状況については、上述第2の2で示したとおり、別表のとおりである。以下、詳細については別添表のとおりであるが、注目すべき点について取り上げる。（表1）

(2) 管理職数（全日制課程）について

ここでいう管理職とは、校長、副校長、教頭及び事務長をいい、研修中の管理職は含まれ、休職中の管理職は除かれている。

まず、男子校についてみると、令和4年度の管理職の人数は、計21人（浦和高校4人、春日部高校4人、川越高校5人、熊谷高校4人、松山高校4人）であり、女性管理職の割合は0%となっている。

次に、女子校を見てみると、令和4年度の管理職の人数は、計25人（浦和第一女子高校4人、春日部女子高校4人、川越女子高校4人、久喜高校3人、熊谷女子高校4人、鴻巣女子高校3人、松山女子高校3人）であり、その25人のうち、女性管理職は8人（浦和第一女子高校1人、春日部女子高校2人、川越女子高校0人、久喜高校1人、熊谷女子高校2人、鴻巣女子高校1人、松山女子高校1人）となっている。女性管理職の割合は、32%となっている。

なお、共学校における管理職の女性割合は、14.2%であり、県立高校全体における管理職の女性割合は、14.3%となっている。

(3) 教職員数（全日制課程）について

まず、男子校についてみると、令和4年度の教職員（教員※及び事務職員等とする。以下同じ。）の人数は、計444人（浦和高校96人、春日部高校92人、川越高校90人、熊谷高校86人、松山高校80人）であり、その444人のうち、女性教職員は95人となっており、女性教職員の割合は、21.4%となっている。

このうち、男子校の令和4年度の教員数は、計404人（浦和高校89人、春日部高校83人、川越高校82人、熊谷高校77人、松山高校73人）であり、その40※教員とは、教育職員等（非常勤講師を含む。）をいう。

4人の内、女性教員は78人となっており、その割合は、19.3%となっている。

男子校の教員数404人から管理職16人を除いた人数は、388人となっている。このうち、理系教員（管理職を除く数学、理科、情報の教員数。以下同じ。）の配置では、男子校においては、計137人（浦和高校35人、春日部高校25人、川越高校26人、熊谷高校29人、松山高校22人）となっており、割合は、35.3%となっている。家庭科教員（管理職を除く）の配置は、計8人（浦和高校1人、春日部高校2人、川越高校2人、熊谷高校1人、松山高校2人）となっており、割合は、2.1%となっている。

次に、女子校についてみると、令和4年度の教職員数は、計542人（浦和第一女子高校92人、春日部女子高校86人、川越女子高校95人、久喜高校63人、熊谷女子高校80人、鴻巣女子高校54人、松山女子高校72人）であり、その542人の内、女性教職員は、266人となっており、その割合は、49.1%となっている。

また、女子校の令和4年度の教員数は、計491人（浦和第一女子高校86人、春日部女子高校78人、川越女子高校85人、久喜高校56人、熊谷女子高校72人、鴻巣女子高校48人、松山女子高校66人）であり、その491人のうち、女性教員は231人となっており、その割合は47.0%となっている。

女子校の教員数491人から管理職18人を除いた人数は、473人となっている。このうち、理系教員の配置では、女子校において、計146人（浦和第一女子高校32人、春日部女子高校21人、川越女子高校29人、熊谷女子高校20人、松山女子高校20人、久喜高校14人、鴻巣女子高校10人）となっており、割合は、30.9%となっている。家庭科教員の配置は、計26人（浦和第一女子高2人、春日部女子高校2人、川越女子高校2人、久喜高校2人、熊谷女子高校2人、鴻巣女子高校14人、松山女子高校2人）となっており、割合は5.5%となっている。

(4) 目指す学校像について

各高校が掲げている「目指す学校像」についてみると、男子校においては、「リーダー育成」等のリーダーへの教育に関する目標を掲げる高校が多く、女子校においては、「地域に貢献」等の地域に関連した内容目標を掲げる高校が多くなっている。男子校と女子校においては、目指す学校像の傾向の違いが顕著になっている。

(5) 学科について

男子校のうち、松山高校には理数科が、女子校のうち、春日部女子高校には外国語科が、鴻巣女子高校には保育科及び家政科学科が設置されている。

3 他県の状況について

(1) 平成13年4月現在での男女別学校数等

平成13年4月現在においては、秋田県は7校(女子校7校)、宮城県は22校(男子校11校、女子校11校)、福島県は7校(男子校3校、女子校4校)、群馬県は23校(男子校9校、女子校14校)、栃木県は19校(男子校9校、女子校10校)、千葉県は13校(女子校13校)という状況であった。学校数については別添表参照。(表2)

(2) 平成14年度以降の男女別学校数等

以上の6県のうち、秋田県については平成28年度に、宮城県については平成22年度に、福島県については平成15年度に、すべての県立高校での共学化が完了した。また、令和3年度現在において群馬県では23校から12校(男子校6校、女子校6校)になり、令和7年度には男子校5校、女子校5校になることが決まっている。栃木県では19校から8校(男子校4校、女子校4校)になり、千葉県では13校から2校(女子校2校)と共学化が進められている。学校数については別添表参照。(表2)

(3) 共学化についての取組経緯等

いずれの県においても、県立高校についての再編計画や改革計画(秋田県:「新時代にふさわしい魅力ある学校をつくるための再編整備について(報告書)」、宮城県:「新県立高校将来構想」、福島県:「県立高等学校改革計画」、群馬県:「高校教育改革推進計画」、栃木県:「県立高等学校再編基本計画」、千葉県:「県立高等学校再編計画」)において、共学化についての言及がなされ、推進がなされてきた。

(4) 他県の状況のまとめ

したがって、他県においては、共学化を推進している。秋田県、宮城県、福島県についてはすでに男女別学校は廃止されており、群馬県、栃木県、千葉県においても数校は未だ残ってはいるものの、共学化を推進するという方針には変わらない。

4 平成13年度勧告以降の埼玉県における動向について

(1) 県教育委員会の活動について

ア 平成14年5月28日及び同月31日に、別学校の校長のヒアリングが実施された。対象校は12校(浦和高校、春日部高校、川越高校、熊谷高校、松山高校、浦和第一女子高校、春日部女子高校、川越女子高校、久喜高校、熊谷女子高校、鴻巣女子高校、松山女子高校)であった。

イ 平成14年10月から11月にかけて、県内すべての公立中学校長を対象に、ア

ンケート調査が実施されている。

(2) 学校関係者、市民等の活動について

ア 平成14年10月9日、「共学と別学高校の共存を願う県民の会」（県立高校のPTA、後援会の有志）による署名活動により、一律共学化に反対する27万1981人の署名が知事に提出された。

イ その当時、別学校の関係者、とりわけ、保護者、卒業生、在校生等から共学化反対の立場で要望と署名が知事や県教育委員会に提出された。

ウ その一方で、その当時、3つの市民団体からは、「男女別学校の共学化を早期に実現する必要がある」という要望が知事及び県教育委員会に提出された。

(3) 平成14年度以降の共学化について

ア 平成15年度には、県立常盤女子高校が共学化され、県立常盤高校に校名変更された。

イ 同じく平成15年度に、県立川口工業高校機械科が共学化された（男子のみの学科であった。）

ウ 平成17年度には、県立行田女子高校を含む3校が統合され、共学の県立進修館高校が開校された。

エ 同じく平成17年度に、県立秩父東高校（女子校）を含む2校が統合され、共学の県立秩父農工科学高校が開校された。

オ 平成20年度には、県立不動岡誠和高校（普通科のみ女子校）を含む2校が統合され、共学の県立誠和福祉高校が開校された。

カ なお、平成14年度時点では、他に公立高校の別学校として熊谷市立女子高校があったが、平成20年3月31日に閉校となり、公立高校の男女別学校は県立高校のみとなっている。

第5 調査結果に基づく検討・議論、及び勧告の趣旨・内容

1 法令等の趣旨・内容

(1) 憲法第14条第1項において、「法の下に平等」が定められ、憲法第26条第1項においても「ひとしく教育を受ける権利」が規定されており、教育における男女の差別が禁じられている。

(2) 昭和60年（1985年）には、日本は女子差別撤廃条約を批准し、その中で、第1条において「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限」であって、「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び

基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と規定されている。

また、同条約の第10条柱書において「締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。」とされ、第10条(c)において「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。」とされている。「男女別学」は女子差別撤廃条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていないものの「男女共学その他の種類の教育」を奨励することにより、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている。

- (3) 平成11年(1999年)には、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、第4条にて「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」とされている。そして、第13条第1項にて、政府は、「男女共同参画基本計画」を定めなければならないとされ、現在は、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)が定められている。その中で、特に、第4分野「科学技術・学術における男女共同参画の推進」にて、日本における研究職・技術職に占める女性の割合が16.6%と他国と比較して低いこと等から、「女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」が掲げられており、また、第10分野「教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」においては、「学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が掲げられ、校長・教頭への女性の登用が盛り込まれている。

さらに、この第5次男女共同参画基本計画は、「現状」(2019年)で「副校長・教頭」の女性割合が「20.5%」、「校長」の女性割合が「15.4%」となっており、「成果目標」を2025年までに「副校長・教頭」で「25%」、「校長」で「20%」として、具体的な数値目標を掲げている。

- (4) 男女共同参画社会基本法第14条により、埼玉県においても、男女共同参画基本計画が定められており、「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成29年度～令和3年度)においては、第2章「基本目標VI 男女共同参画の意識をはぐくむ」とされ、「施策の柱9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」(66頁～)が掲げられ、「埼玉県男女共同参画基本計画」(令和4年度～令和8年度)においても、第3章「基本目標IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」(78頁～)

において、「学校の教育活動の様々な場面での性別に基づく固定的な役割分担意識の見直し」が推進項目として掲げられている。

2 社会的な動向・他県の状況

すでに、福島県では平成15年度から全校が共学化となり、宮城県でも平成22年度から全校が共学化となり、秋田県でも平成28年度から全校が共学化となっている。別学校が残っている県においても、群馬県では23校から10校まで減らすことが決定しており、栃木県でも19校から8校まで減少し、千葉県に至っては13校が2校（女子校のみ）となっている。

そして、いずれの県においても、県立高校についての再編計画や改革計画（秋田県：「新時代にふさわしい魅力ある学校をつくるための再編整備について（報告書）」、宮城県：「新県立高校将来構想」、福島県：「県立高等学校改革計画」、群馬県：「高校教育改革推進計画」、栃木県：「県立高等学校再編基本計画」、千葉県：「県立高等学校再編計画」）において、共学化についての言及がなされてきたことについては、上述第4の3のとおりである。

具体的には、例えば、福島県においては、「県立高等学校改革計画」（平成11年6月）（4頁第3の1）の中で、「共学化のねらい」として、「青年期の生徒一人一人にとって、高校時代は、様々な体験をとおして人間の在り方や生き方を学び、社会性を身に付けながら自己を確立していく時期である。この時期に、男女が共に学び、それぞれの個性を生かした役割を担って協力し、互いに人格を尊重し合いながら充実した学校生活を送る体験は、将来、男女共同参画社会を築いていくうえで大きな意味がある。」として、「男女共同参画社会」の構築を見据えつつ、高校という時期における人格形成として共学化が必要とされ、推進が実行されてきた。

また、まだ全校共学化がなされていない県においても、共学化の推進が謳われ、例えば、栃木県の「県立高等学校再編基本計画」（平成16年3月）では、「男女が共に築く社会の在り方として、高校においても男女が共に学ぶことには大きな意義があります。」とした上で、「男女別学校が多い地域については、できるだけ早く共学化を推進します。」と早期の共学化を進めてきた。

群馬県でも「高校教育改革推進計画」（平成23年3月）において、「今の社会においては、男女一人一人がそれぞれ持っている個性や能力を最大限に発揮し、共に義務と責任を負いながら共同して社会に参画していくことが求められています。」とし、共学化の推進の方針が引き継がれている。さらに、「第2期高校教育改革推進計画」（令和3年3月）においては、「男女が共に学ぶことの意義や、性差による制限のない学校選択の保障という観点に加え、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒への対応の必要性などからも、男女共学化を推進していく必要があります。」としている。

千葉県においても、平成14年11月20日決定「県立高等学校再編計画」において、残る2校の女子校については、女子高に進学を希望する生徒に配慮し、学区を県内全域とするなどして存続するが、「男女共同参画社会の進展を踏まえ、原則として女子校を共学化する。」としている。

以上を踏まえれば、他県においても共学化について議論がなされ、進められてきた経緯があり、確かに生徒数の減少における再編とともに進められてきたという流れもあるものの、多くの県も謳っているように、男女共同参画のために共学化が必要であるとの認識は、すでに社会共通の認識に成熟しているものと考えられる。

3 平成13年度勧告からの経緯・取組における問題点について

平成13年度勧告がなされた後の埼玉県での取組等については、第4の4で詳述したとおりである。

確かに、平成14年度報告書に向けて、教育委員会において、男女別学校12校の校長へのヒアリングを行ったとのことである。また、公立中学校長への共学化に関するアンケートを行ったとのことである。

しかし、これらの調査は、学校の管理者に対しての調査のみであり、高校教育における直接の当事者である生徒やその保護者、教職員等に対する調査ではなかった。そして、それ以降について、県民全体の意見を聴取するような公聴会、アンケート調査などについては、行われている様子も一切伺われない。

これから高校生になる子供たちにも関わる問題であることから、中学生も含めた県民全体の意識調査を行うなどの積極的で、かつ、主体的な取組が必要である。

4 別学校が維持されてきた理由について

平成14年度報告書にあるとおり、「歴史」や「伝統」は、重要なものであり、否定はされるものではなく、尊重されてしかるべきものである。

特に、女子校においては、アフターマティブアクションの観点からも、積極的に設置がなされる許容性も認められないわけではない。しかも、これまでも男女共同参画に資する人材が育成されてきた経緯も認められる。

しかしながら、今回、調査・検討しているのは、あくまでも県立高校の問題であり、公立学校における公共性がかんがみれば、やはり公的機関が性別に基づき異なった取扱いをなすのは大問題であり、公費で賄われていることも考慮されなければならない。歴史や伝統の尊重や各学校の主体性等の尊重を伴いながらも共学化を進めることは何ら不可能なことではない。

したがって、歴史や伝統や主体性を尊重することと共学化は両立し得るものであり、歴史や伝統を重視したとしても、共学化をしなくともいい理由にはならない。

5 男女別学校の現状の具体的な問題について

(1) 男女別学校の管理職の男女数について

管理職数については、第4の2(2)にて調査結果を報告したとおりで、男子校において、令和4年度現在、女性の管理職は全くいない状況である。また、過去の女性管理職の就任状況を見ても、平成24年度からの10年間で、平成29年度及び平成30年度で1人のみという状況であった。

共学校における管理職の女性割合が14.2%であること、県立高校全体における管理職の女性割合が14.3%であることと比較するまでもなく、男子校における管理職の女性割合が少なすぎることは明確である。

それに対して、女子校については、管理職の女性割合が32%となっており、男子校と女子校を比べると、格差がありすぎる事が明らかとなっている。

管理職における女性の割合を増やすことは、第5次男女共同参画基本計画における第10分野「教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」においては、「学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が掲げられ、校長・教頭への女性の登用が盛り込まれている内容にも合致することである。

しかも、この第5次男女共同参画基本計画が具体的に掲げている数値として、「現状」(2019年)で「副校長・教頭」の女性割合が「20.5%」、「校長」の女性割合が「15.4%」となっており、「成果目標」は、2025年までに「副校長・教頭」で「25%」、「校長」で20%とされているところ、男子校についてはこれらの数値からかけ離れた割合となっており、早急な推進がなされてしかるべきことである。

(2) 男女別学校の教職員数について

教職員については、第4の2(3)で報告したとおり、男子校における女性教職員の割合は21.4%となっている。これに対して、女子校における女性教職員の割合は49.1%となっており、男子校と女子校の間で格差が生じている。

特に、教員については、第4の2(3)で調査結果を報告したとおりであるが、男子校の女性教員の割合は19.3%となっている。これに対して、女子校における女性教員の割合は47%となっており、教員数についても、男子校と女子校との間では、2倍以上の格差が生じてしまっている。男子校は、共学校(全日制課程)の34.2%に比べても著しく低い割合となっている。

女性教職員の割合、特に女性教員の割合については、積極的な是正がなされるべきである。

(3) 学科について

共学校は別として、男子校にのみ男子向きとされてきた「理数」分野の学科を設置

し、女子校にのみ女子向きとされてきた「家政」、「外国語」の分野の学科を設置する状況は是正されるべきである。

(4) 再編整備計画等について

他県での再編計画等における共学化の推進への掲載があることについては、第4の3及び第5の2で詳細を報告したとおりである。

これに対して、埼玉県においては、現在、「魅力ある県立学校づくりの方針～魅力ある県立学校づくりを推進するために～」（平成28年3月）が策定され、それに基づき、「魅力ある県立高校づくり第1期実施方策」（令和元年12月）が定められている。

しかし、これらの計画の中では、ジェンダー平等や男女共学化についての言及は一切なされていない。

また、平成13年度に策定された「埼玉県男女共同参画推進プラン」においては、「県立学校の共学化の検討」が掲載されており、その後も平成28年度までの「埼玉県男女共同参画基本計画」までは、「県立学校の共学化の検討」が掲載されてはいるものの、その後、その文言が削除されてしまっている。

第5の2で記述したとおり、男女共同参画社会を築いていくためには、男女共学化は必要であり、教育委員会としても、一貫して「各学校が、教育内容を大きく変更するなど、特色ある学校づくりに向けて主体的に取り組む中で、共学化を検討する可能性もあり、そのような場合においては、県教育委員会として積極的に支援していきたい。」（平成14年度報告書）との立場を取っている以上、埼玉県男女共同参画基本計画への共学化についての言及が再度なされるように、働きかけるべきである。

第6 結論・勧告

「男女別学」は女子差別撤廃条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていないものの「男女共学その他の種類の教育」を奨励することにより、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている。

以上の調査・検討・議論からは、「魅力ある県立学校づくりの方針」等においては、そもそもジェンダー平等について言及がなされるのが当然のことであり、さらには、県立高校の共学化も記載がなされ、それに基づき共学化の推進がなされるべきである。

さらに言えば、共学化を進めるにあたり、県教育委員会が言うように、各学校の主体性を重んじるというのであれば、早急に、男子校の管理職、特に校長及び教頭の女性割合を増加させるべきである。これについては、第5次男女共同参画基本計画における第10分野「教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」において、「学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が掲げられ、校長・教頭への女性の登用が盛り込まれている内容にも合致することであり、早急な推進がな

されてしかるべきことである。

そして、以上の調査から、埼玉県立高校の男女別学校における管理職や教職員の格差における問題が浮き彫りになっていることは明らかであり、以上で提言した施策がなされるとともに、埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである。

以上

表 1

埼玉県立男女別学校の状況

《県立男子高校 全日制課程》

1	浦和	ア	創立年	1895年(明治28年)
		イ	目指す学校像	尚文昌武の理念のもと、時代の求めるリーダーの育成を目指す。
		ウ	建物・敷地面積	19,828㎡・47,971㎡
			教員の性別	89人(男75、女14)
			管理職の性別	4人(男4、女0)
			教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数(定員、在籍数)	1学年の定員 360人 在籍 1,077人
		オ	教育内容、カリキュラム	単位制(学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業を認めるもの)
		カ	学科等	普通科
		キ	卒業後の進路(R4. 3卒業生)	大学201人、短大0人、専門0人、就職0人
2	春日部	ア	創立年	1899年(明治32年)
		イ	目指す学校像	校訓「質実剛健」、教育方針「文武両道」を実践し、広く社会で活躍できるリーダーを育てる進学校
		ウ	建物・敷地面積	22,807㎡・49,786㎡
			教員の性別	83人(男60、女23)
			管理職の性別	4人(男4、女0)
			教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数(定員、在籍数)	1学年の定員 360人 在籍 1,078人
		オ	教育内容、カリキュラム	・3年から文系・理系それぞれの選択科目設置 ・スーパーサイエンスハイスクール指定校
		カ	学科等	普通科
		キ	卒業後の進路(R4. 3卒業生)	大学242人、短大1人、専門0人、就職1人
3	川越	ア	創立年	1899年(明治32年)
		イ	目指す学校像	新たな時代に向けて、伝統ある進学校としての期待に応えつつ、自主自立の校風を継承・発展させ、リーダーとなる良識ある人材を育成する。
		ウ	建物・敷地面積	16,888㎡・36,571㎡
			教員の性別	82人(男63、女19)
			管理職の性別	5人(男5、女0)
			教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数(定員、在籍数)	1学年の定員 360人 在籍 1,075人
オ	教育内容、カリキュラム	単位制、2年次に文系・理系の選択科目を設置		

	川越	カ	学科等	普通科
		キ	卒業後の進路 (R4. 3卒業生)	大学244人、短大0人、専門0人、就職0人
4	熊谷	ア	創立年	1895年(明治28年)
		イ	目指す学校像	進学校として、伝統を重んじ、活力に満ちた特色ある教育をとおして、これからの日本と世界に貢献できる人材を育成する。
		ウ	建物・敷地面積	25,258㎡・46,123㎡
			教員の性別	77人(男66、女11)
			管理職の性別	4人(男4、女0)
			教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数(定員、在籍数)	1学年の定員 320人 在籍 956人
		オ	教育内容、カリキュラム	・単位制、3年次に幅広い科目選択 ・スーパーサイエンスハイスクール指定校
		カ	学科等	普通科
		キ	卒業後の進路 (R4. 3卒業生)	大学240人、短大0人、専門1人、就職1人
5	松山	ア	創立年	1922年(大正11年)
		イ	目指す学校像	建学以来の伝統である「文武不岐」に基づき、幅広い教養と礼節を備え、社会に貢献できる品格あるリーダーを育成する。
		ウ	建物・敷地面積	16,646㎡・53,627㎡
			教員の性別	73人(男62、女11)
			管理職の性別	4人(男4、女0)
			教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数(定員、在籍数)	1学年の定員 320人 (普通科280名、理数科40名) 在籍 946名
		オ	教育内容、カリキュラム	・普通科は2年生から文理クラス分け、普通科に特進クラスを1クラス設置 ・スーパーサイエンスハイスクール指定校
		カ	学科等	普通科7クラス、理数科1クラス
		キ	卒業後の進路 (R4. 3卒業生)	大学250人、短大0人、専門10人、就職5人

※ 県教育委員会からの聞き取りによる。

《県立女子高校 全日制課程》

1	浦和第一女子	ア	創立年	1900年（明治33年）
		イ	目指す学校像	世界で活躍できる知性と教養、逞しさを備え、社会に貢献する高い志を持った魅力あるリーダーを育成する女子高校
		ウ	建物・敷地面積	21,820㎡・29,570㎡
			教員の性別	86人（男40、女46）
			管理職の性別	4人（男3、女1）
		エ	教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数（定員、在籍数）	1学年の定員 360名 在籍 1,073名
		オ	教育内容、カリキュラム	単位制 ・スーパーサイエンスハイスクール指定校
		カ	学科等	普通科
		キ	卒業後の進路（R4. 3卒業生）	大学290人、短大1人、専門2人、就職0人
2	春日部女子	ア	創立年	1911年（明治44年）
		イ	目指す学校像	高い志を持ち、夢をあきらめない生徒の育成を目指す、伝統ある女子の進学校
		ウ	建物・敷地面積	22,035㎡・38,147㎡
			教員の性別	78人（男49、女29）
			管理職の性別	4人（男2、女2）
		エ	教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数（定員、在籍数）	1学年の定員 320名 （普通科280名、外国語科40名） 在籍 912名
		オ	教育内容、カリキュラム	・2年次から文系・理系に分かれる ・外国語科は第2外国語も履修
		カ	学科等	普通科、外国語科
		キ	卒業後の進路（R4. 3卒業生）	大学254人、短大11人、専門28人、就職3人
3	川越女子	ア	創立年	1906年（明治39年）
		イ	目指す学校像	「学力の向上」と「人格の陶冶」を柱に組織的教育活動を展開して進学実績の向上を図るとともに、生徒が主体的に学ぶ「質の高い授業」の創造に全力で取り組む学校
		ウ	建物・敷地面積	20,168㎡・33,444㎡
			教員の性別	85人（男51、女34）
			管理職の性別	4人（男4、女0）
		エ	教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数（定員、在籍数）	1学年の定員 360人 在籍 1,068人
		オ	教育内容、カリキュラム	・3年で文系・理系の類型分け ・スーパーサイエンスハイスクール指定校
カ	学科等	普通科		

	川越 女子	キ	卒業後の進路 (R4. 3卒業生)	大学 322 人、短大 1 人、専門 3 人、就職 3 人
4	久喜	ア	創立年	1919 年 (大正 8 年)
		イ	目指す学校像	地域に貢献する伝統校として、豊かな人間性と教養、たくましさを備え、社会で活躍できる生徒を育てる。
		ウ	建物・敷地面積	18,879 m ² ・36,631 m ²
			教員の性別	56 人 (男 29、女 27)
			管理職の性別	3 人 (男 2、女 1)
			教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数 (定員、在籍数)	1 学年の定員 280 人 在籍 822 人
		オ	教育内容、カリキュラム	3 年から希望進路に合わせた累計選択
		カ	学科等	普通科
		キ	卒業後の進路 (R4. 3卒業生)	大学 146 人、短大 42 人、専門 80 人、就職 4 人
5	熊谷 女子	ア	創立年	1911 年 (明治 44 年)
		イ	目指す学校像	1 自主自律の精神と豊かな人格を有し、次世代の社会をリードする心身ともに健康な生徒を育成する 2 地域に信頼される伝統ある進学校として、生徒の第一志望の進路を実現させる
		ウ	建物・敷地面積	25,816 m ² ・38,509 m ²
			教員の性別	72 人 (男 37、女 35)
			管理職の性別	4 人 (男 2、女 2)
			教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数 (定員、在籍数)	1 学年の定員 320 人 在籍 941 人
		オ	教育内容、カリキュラム	2 学年から文系・文理系・理系のコース選択
		カ	学科等	普通科
		キ	卒業後の進路 (R4. 3卒業生)	大学 289 人、短大 1 人、専門 7 人、就職 2 人
6	鴻巣 女子	ア	創立年	1966 年 (昭和 41 年)
		イ	目指す学校像	自立した女性の育成・スペシャリストの育成
		ウ	建物・敷地面積	18,461 m ² ・28,672 m ²
			教員の性別	48 人 (男 19、女 29)
			管理職の性別	3 人 (男 2、女 1)
			教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数 (定員、在籍数)	1 学年の定員 160 人 (普通科 80 人、保育科 40 人、家政科学科 40 人) 在籍 426 人
オ	教育内容、カリキュラム	・家政科学科は調理と被服両方を学ぶ教育課程 ・保育科は全国の公立高校で唯一		

	鴻巣女子	カ	学科等	普通科、保育科、家政科学科
		キ	卒業後の進路 (R4. 3卒業生)	大学 39 人、短大 38 人、専門 75 人、就職 29 人
7	松山女子	ア	創立年	1926年(大正15年/昭和元年)
		イ	目指す学校像	社会で活躍する「凛として輝く」女性を育て、地域の期待に応える進学校
		ウ	建物・敷地面積	20,750㎡・31,870㎡
			教員の性別	66人(男35、女31)
			管理職の性別	3人(男2、女1)
			教員配置	※ 上記「教員の性別」参照
		エ	生徒数(定員、在籍数)	1学年の定員 320人 在籍 953人
		オ	教育内容、カリキュラム	3年次で文理の類型に分かれる
		カ	学科等	普通科
		キ	卒業後の進路 (R4. 3卒業生)	大学 208 人、短大 27 人、専門 52 人、就職 9 人

※ 県教育委員会からの聞き取りによる。

表 2

他県の状況について（宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県）

(1) 男女別学校数・共学校数(平成13年4月現在)

都道府県名	学校数	男子校	女子校	共学校
宮城県	77	11	11	55
秋田県	52	0	7	45
福島県	85	3	4	78
栃木県	69	9	10	50
群馬県	67	9	14	44
千葉県	129	0	13	116

※ 学校数は、定時制単独校及び分校等を除いたもの。

※ 県立学校のみ。

(2) 男女別学校数・共学校数(令和3年4月現在)

都道府県名	学校数	男子校	女子校	共学校
宮城県	69	0	0	69
秋田県	42	0	0	42
福島県	77	0	0	77
栃木県	58	4	4	50
群馬県	57	6	6	45
千葉県	119	0	2	117

※ 学校数は、定時制単独校及び分校等を除いたもの。

※ 県立学校のみ。

V 関係条例・規則

1 埼玉県男女共同参画推進条例

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 **積極的格差是正措置** 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 **セクシュアル・ハラスメント** 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であ

るかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、

市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げ

る施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画

の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要

因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から

2 埼玉県男女共同参画推進条例 施行規則

(苦情処理委員)

第1条 埼玉県男女共同参画推進条例(平成12年埼玉県条例第12号。以下「条例」という。)第13条第1項に規定する機関として男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、1人以上は法律に関して優れた識見を有する者とし、かつ、半数以上は女性としなければならない。
- 3 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 4 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 苦情処理委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。
- 6 知事は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務の執行等)

第2条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 条例第13条第3項の規定により、申出について調査し、勧告、意見表明及び助言を行うこと。
- 二 条例第13条第4項の規定により、申出について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。
- 三 前2号に掲げる職務を行うに際

し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

- 2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、合議により行う。
 - 一 職務の執行の方針に関すること。
 - 二 職務の執行の計画に関すること。
 - 三 その他苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定した事項に関すること。
- 4 苦情処理委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門員)

第3条 苦情処理委員の職務を補助させるため、専門員を置く。

- 2 専門員は、3人以内とし、知事が委嘱する。
- 3 第1条第3項、第4項及び第6項並びに前条第4項の規定は、専門員について準用する。

(申出の方式)

第4条 条例第13条第2項の規定による申出(以下この条、次条第1項、第7条及び第11条において「申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- 一 申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
- 二 申出の趣旨及び理由
- 三 他の機関への相談等の状況
- 四 申出に係る人権の侵害があつた

日(条例第13条第4項の申出の場合に限る。)

五 申出の年月日

- 2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、苦情処理委員又は専門員は、その内容を録取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第5条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

一 判決、裁決等により確定した事項

二 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第16条の紛争の解決の援助の対象となる事項

四 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

五 条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

- 2 苦情処理委員は、条例第13条第4項の人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 3 苦情処理委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第6条 苦情処理委員は、条例第13条第3項又は第4項の申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に

係る施策を行う県の機関(以下「県の機関」という。)又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、条例第13条第4項の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

- 2 苦情処理委員は、条例第13条第3項の規定により、県の機関に対し、説明を求めその保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同条第4項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、条例第13条第3項の勧告等又は同条第4項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

- 2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第13条第3項の勧告等又は同条第4項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(勧告、意見表明及び助言)

第8条 苦情処理委員は、条例第13条第3項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、当該申出に係る県の機関に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。

- 2 条例第13条第3項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面に

より行うものとする。

(助言、是正の要望等)

第9条 苦情処理委員は、条例第13条第4項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付するものとする。

2 条例第13条第4項の是正の要望等は、書面により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 苦情処理委員は、条例第13条第3項の勧告又は第8条第1項の意見表明を行ったときは、当該勧告又は意見表明を行った県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第11条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、知事に提出するとともに、公表するものとする。

(身分証明書)

第12条 苦情処理委員及び専門員は、職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される苦情処理委員及び専門員の任期は、第1条第4項(第3条第3項において

準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。